

(次期)北九州市障害者支援計画 基本目標 事業(案)

基本目標3：人権の尊重・社会参加の促進

※【新規】【拡充】については現在検討中

施策の方向性：7 障害のある人の人権の尊重と保障

【7-a】 市民啓発の推進

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	福祉・ボランティア教育用副読本の作成	小中学生が、地域社会の一員であることを理解し、他人を思いやる心やボランティア精神を育むことができるように、教育委員会や関係団体等との協働により、福祉・ボランティア教育用副読本を作成し、配布します。	保健福祉局 総務課
	【拡充】人にやさしいまちづくりの推進	「バリアフリーウィーク」や「バリアフリースポーツの体験ひろば」などの啓発事業を通じて、誰もがお互いを尊重し、支え合い・助け合いを大切にする「心のバリアフリー」を広めることにより、「バリアのない」「バリアを感じない」「人にやさしいまちづくり」を推進します。 外見からは分からない身体内部に障害のある人を示す「ハート・プラスマーク」や、手話を使わない中途失聴者や難聴者への理解を表した「耳マーク」、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の同伴を啓発する「ほじょ犬マーク」などについて、行政機関や企業などへの普及を進め、障害のある人への一層の理解促進を図ります。 また、ハート・プラスマークについて、市民の認識をさらに高めるとともに、障害者本人の利便を図るため、バッジやストラップ等を作成し、配布します。	保健福祉局 障害福祉課 総務課
	【新規】こころのバリアフリー啓発事業	市民の障害者差別に対する正しい理解と認識を深めるため、23年度に作成した人権啓発冊子を活用した積極的な啓発活動を行います。 (1)障害者差別に関する講演会の開催 (2)市民が企画する生涯学習関係行事への講師派遣 PTAや自治会、区社会福祉協議会等が企画し、市民センターや生涯学習センター等で開催する研修会・勉強会などのテーマに、障害者人権啓発を取り上げてもらい、講師を派遣します。 (3)各種人権啓発行事等での冊子配布 人権週間講演会や、企業の人権研修会、出前講演等で人権啓発冊子の配布	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	高齢者等に対する消費者被害対策の推進	高齢者等が消費者被害にあわず、安心して生活できるよう高齢者等への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者等を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者等の被害の未然防止につなげます。	市民文化スポーツ局 消費生活センター
再掲	市政だより・市政テレビ・ホームページを利用した市政情報の発信	市政情報の発信において、障害のある人への配慮を行います。 ○市政だより(点字版・音声版) ○市政テレビ(手話解説・字幕) ○ホームページ(閲覧支援ソフト(音声読み上げ・文字サイズ変更等))	広報室 広報課
	特別支援教育の理解啓発	保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解・啓発を行います。 ○理解啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実 ○特別支援教育講演会(教育センター) ○公開講座(特別支援学校のセンター的機能) ○生き生きバリアフリー	教育委員会 特別支援教育課

【7-b】 権利擁護の推進

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	北九州市精神医療 審査会	精神医療審査会において、医療保護入院の届出、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告ならびに精神科病院に入院中の人、またはその保護者等から行われた退院請求または処遇改善請求に関する審査を行います。	保健福祉局 精神保健福祉 センター
再掲	北九州市障害者自 立支援協議会の設 置	地域の関係機関によるネットワークの構築や解決が困難な事例への対応のあり方等に関して、行政と民間が協議や連携を進めるための場を設置します。 今後も、地域の関係機関がネットワークを構築する場として、また、多種多様にわたる障害者の困難事例を解決に導く場として必要に応じて体制の再編、メンバーの追加、研究会の実施などを継続的に実施します。	保健福祉局 障害福祉課
	【新規】 障害者虐待防止の 体制整備の推進	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月24日に公布され、平成24年10月から施行されます。 この法律の円滑な施行を図るため、障害者虐待防止の体制整備を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
	法律相談及び成年 後見制度利用支援 事業	様々な法律上の問題を総合的に対応するため、障害者及びその家族を対象に、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、区役所において無料の法律相談を実施します。 また、成年後見制度を利用することにより、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。 ① 高齢者・障害者あんしん法律相談事業 ② 成年後見制度利用支援事業	保健福祉局 障害福祉課
	地域福祉権利擁護 事業	判断能力が衰えてきた高齢者や障害のある人等に対し、支援員が福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産管理サービス等を提供します。	保健福祉局 高齢者支援課
	市民後見促進事業	第三者後見人の不足に備え、親族に後見人を期待できない一人暮らしの高齢者や障害のある人などが成年後見制度を利用できるように、社会貢献型「市民後見人」を養成します。 また、養成した市民後見人を「権利擁護・市民後見センター(らいと)」に登録することによって法人後見を提供する仕組みを作ります。	保健福祉局 高齢者支援課

【8-a】 外出支援の充実

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	リフトバス運行事業	障害のある人の活動・外出を支援し、社会参加を促進するため、概ね10人以上の障害のある人のグループが行う研修やレクリエーション等の活動に対し、リフトバスの運行を行います。	保健福祉局 障害福祉課
	福祉有償運送運営協議会	北九州市福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送の実施を希望する特定非営利法人等がその事業を行うことの必要性等についての協議や登録団体の事業運営状況報告などを行っています。	保健福祉局 いのちをつなぐネットワーク 推進課
	【拡充】身体障害者用自動車改造費助成事業	上肢、下肢又は体幹機能に障害のある人で、就業等のため自ら所有する自動車の一部を改造する必要がある場合に、操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費を助成します(対象:身体障害者手帳1、2級の人 助成上限額:10万円)	保健福祉局 障害福祉課
	障害者自動車運転免許取得助成事業	満18歳以上の身体障害者手帳(4級以上)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人を対象に、自動車教習所で教習に要した経費の2/3(上限10万円)を助成します。	保健福祉局 障害福祉課
	移動支援事業	屋外での移動に困難がある重度障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会生活の推進を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	市内に住所を有し、かつ、市民税非課税世帯で、下記の①～③に該当する方(施設入所者は除く)に対し、タクシーの初乗運賃相当額を月4回(年間48回)まで助成します。 ① 身体障害者手帳が1級又は2級の人 (視覚障害、内部機能障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害) ② 療育手帳がAの人 ③ 精神障害者保健福祉手帳が1級の人	保健福祉局 障害福祉課
	補助犬啓発事業	補助犬の理解の促進のための啓発に努めます。 身体障害者補助犬法の規定により、補助犬使用者又は受け入れ側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行います。 また、市内での新たな補助犬の貸与などに対し、補助金の交付等の支援を行います。	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	<p>【新規】 ふくおか・まごころ駐 車場推進事業</p>	<p>福岡県のパーキングパーミット制度である「ふくおか・まごころ駐車場」制度について、本市における円滑な推進を図るため、各区役所において交付申請を受け付けるとともに、市の広報誌への掲載等により制度の周知・啓発を図ります。</p>	<p>保健福祉局 障害福祉課</p>
	<p>福祉優待乗車証の 発行</p>	<p>身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれかを持つ北九州市民に対して、北九州市営バスの運賃が無料となる福祉優待乗車証を発行します。</p>	<p>交通局 総務経営課</p>

【8-b】 スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等の推進

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	障害者社会参加推進センターの運営	障害者の地域における自立と社会参加を推進するため、障害者社会参加推進センターにおいて、パソコン講座の開催や、各種の情報収集及び提供を行うことにより、障害者自らによる社会参加を効果的に推進します。	保健福祉局 障害福祉課
	障害者芸術・文化活動等推進事業	障害者の芸術・文化活動の推進により、社会参加の一層の促進を図るため、障害者福祉会館等における各種講座の開催や活動への共催・後援に加え、成果発表の場の設定、活動に関する情報提供などの支援を行います。「北九州市障害者芸術祭」を継続して開催し、幅広い参加者による取り組みを継続します。また、作品の展示できる場所の確保に努めます。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	【新規】発達障害者ボランティア等育成事業	発達障害のある人をはじめ、障害のある人全般の余暇に関し、美術・音楽やスポーツ、レクリエーションを行う団体・グループに対するサポーター等の人材育成や、ネットワークの構築などの支援を行います。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	北九州市障害者スポーツセンターの運営	<p>障害のある人の健康を増進し、体力の向上、社会参加意欲を高める障害者スポーツの拠点として様々なニーズに対応した取組みを進めるとともに、芸術文化活動の場や、災害時における避難所としての活用についても検討します。</p> <p>(1)障害のある人の健康・体力づくりから競技能力の向上まで、幅広いスポーツニーズへの対応 (2)すべての市民が健康づくりなどに気軽に利用できる施設 (3)障害のある人のニーズに応じたスポーツ教室の実施 (4)一般市民を対象にしたスポーツ教室の実施 (5)障害者施設で作られた製品(食品、雑貨など)の販売 (6)障害のある人の芸術文化活動の場としての活用 (7)大規模災害発生時などに、障害のある人を多く受け入れることのできる避難施設としての活用</p>	保健福祉局 障害福祉課
	障害者学習活動支援事業	在宅障害者の自立の援助や生きがいを高めることを目的として、東部障害者福祉会館及び西部障害者福祉会館において、パソコン教室、料理教室、文化活動など、通所による創作活動や社会適応訓練などの講習会を行います。	保健福祉局 障害福祉課
	障害者生活活動等促進事業	身体障害のある人の生活活動を促進するため、その住みよい環境づくりを推進するとともに、日常行動に役立つ各種の情報資料の提供等を行います。また、身体障害のある人がお互いの連帯を深め、自立意欲の増進を図りながら市民の理解と協力を深めるため、身体障害者福祉協会を通じ関係団体等の活動助成を行います。	保健福祉局 障害福祉課

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
再掲	障害者スポーツ振興事業	スポーツを通じて障害のある人の体力の維持、増進、機能回復等の向上を図るとともに、社会参加の促進を図るため、北九州市障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣、各種スポーツ大会の派遣補助及び大会開催補助、巡回水泳教室などを行います。	保健福祉局 障害福祉課
	小学生ふうせんバレーボール大会	障害のある小学生とない小学生とが同じチームを作り、共に競技する「小学生ふうせんバレーボール大会」を開催し、障害児の社会参加と小学生をはじめとする市民啓発の促進を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
	北九州チャンピオンズカップ 国際車椅子バスケットボール大会の開催	世界各地域からの招待チームによる「北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会」及び、全国10ブロックから選抜された代表チームによる「全日本ブロック選抜車椅子バスケットボール選手権大会」を開催します。	保健福祉局 障害福祉課

【8-c】 障害者当事者の活動、ボランティア活動の促進

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
再掲	【拡充】ピアカウンセリング事業	同じ障害や問題を抱える障害のある人が、仲間の立場から日常的に相談を受けることにより、精神的なサポート等を行います。 現在、身体障害、聴覚障害、精神障害、薬物依存の4団体に委託しています。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	障害者地域活動センターにおける障害者地域啓発事業	あらゆる障害のある人が、地域で安心して暮らすことが当たり前の社会を実現するため、障害者地域活動センターを拠点に啓発活動を実施します。 平成25年度まで戸畑障害者地域活動センターで実施し、以降の取り組みを再検討します。	保健福祉局 精神保健福祉センター
再掲	精神障害に関する啓発活動	市民に広く精神障害についての知識・情報を普及・啓発するために、精神保健福祉に関するパンフレット等を作成するとともに、フォーラムなどの啓発イベント等を開催します。	保健福祉局 精神保健福祉センター 障害福祉課
	NPO活動・ボランティア活動の推進	障害のある人に、障害福祉に関する啓発や「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」によるまちのバリアフリー点検など、さまざまなボランティア活動への参加について、情報提供や調整等の支援を行うことにより、社会参加を促進します。 また、市民活動サポートセンターなどでのNPO・ボランティア活動に関する相談受付や情報提供を通して、活動参加のきっかけづくりや交流機会の提供を行います。	市民文化スポーツ局 地域振興課 保健福祉局 障害福祉課
	精神保健福祉ボランティア養成講座	精神障害者が社会参加しやすい地域づくりの一環として、精神保健福祉にかかわるボランティア活動を推進するため、講義や医療機関・作業所への実習などを通じて、精神保健福祉ボランティアを養成します。	保健福祉局 精神保健福祉センター
本掲	奉仕員等養成・派遣事業	視覚・聴覚に障害のある方のコミュニケーション等を支援する奉仕員等(手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員)の養成及び派遣を行います。	保健福祉局 障害福祉課
再掲	【新規】発達障害者ボランティア等育成事業	発達障害のある人をはじめ、障害のある人全般の余暇に関し、美術・音楽やスポーツ、レクリエーションを行う団体・グループに対するサポーター等の人材育成や、ネットワークの構築などの支援を行います。	保健福祉局 障害福祉課

【8-d】 情報提供とコミュニケーション支援の充実

本掲 再掲	事業名	事業内容	所管課
	情報・コミュニケーション支援事業	<p>日常生活におけるコミュニケーション支援が必要な障害者の社会参加や自立を促進するため、情報通信技術の活用による、障害特性に対応した情報確保のバリアフリー化や、コミュニケーション支援等の充実を図ります。</p> <p>【障害福祉情報センター】 様々なハンディによって、情報を得る機会が制限される障害のある人やその家族に対し、行政や民間において発信されるイベント情報や保健福祉情報等を収集して情報の一元化を図り、障害のある人やボランティア等に情報提供を行います。</p> <p>【障害者パソコンサポーター養成・派遣事業】 障害のある人の福祉に理解と熱意を有する者に対し、パソコンやその周辺機器の使用に関する支援方法の講座などを開催し、障害者パソコンサポーターを養成します。また、支援を必要とする障害者に対し、その求めに応じてパソコンサポーターを派遣します。</p> <p>【音声コードの普及】 印刷物や公文書などに、文字情報を含んだ二次元コードを印刷し、専用の読み取り装置により、音声で情報を読み上げる「音声コード」の普及促進を行い、視覚障害者の情報環境の改善を図ります。</p> <p>【磁気ループの普及】 聴こえづらさによる社会参加への不安を取り除くため、講演会や教室などの実施にあたり、補聴器を使用している、耳の聴こえに障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人に対し、聴こえをよくする磁気ループの普及促進を行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	視聴覚障害者情報提供施設運営事業	<p>点字刊行物及び盲人用録音物の貸出及び閲覧事業、点訳・朗読奉仕事業等の指導育成や聴覚障害者用字幕入りビデオカセットの製作及び貸出事業、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業などを通じて、視覚障害者や聴覚障害者の福祉増進を図ります。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・派遣事業	<p>盲ろう者に関する講義や実技を通して、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを養成します。また、盲ろう者に対して、通訳・ガイドヘルパーを派遣し、日常生活上最も困難としているコミュニケーション及び外出に対する支援を行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課
再掲	奉仕員等養成・派遣事業	<p>視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する奉仕員等(手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員)の養成及び派遣を行います。</p>	保健福祉局 障害福祉課
	【新規】 重度障害者入院時 コミュニケーション支援事業	<p>意思疎通を図ることが困難な重度障害のある人が医療機関に入院した場合に、重度障害のある人と意思疎通を十分に図ることができる人をコミュニケーション支援員として医療機関に派遣し、医療従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為を受けることができるように支援します（平成23年10月実施予定）</p>	保健福祉局 障害福祉課